



つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱（平成28年つくばみらい市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「実績報告」を削る。

別表中

「

麦、大豆又は飼料作物	20,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 水田、陸田で対象作物を実施した、収穫及び出荷に係る面積（二毛作を除く） 地力増進作物及び景観形成作物については作業日誌を提出 地力増進作物は同一地番に対して継続して交付する場合は、最長3年間とする
新規需要米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓米）	12,500円以内	
その他新規需要米	20,000円以内	
加工用米	12,500円以内	
野菜	10,000円以内	
果樹	5,000円以内	
花き・花木	9,000円以内	
地力増進作物・景観形成作物	3,000円以内	
上記以外の作物	9,000円以内	
特別栽培米	2,500円以内	

」を

「

麦、大豆又は飼料作物	20,000円以内	水田活用直接支払交付金
------------	-----------	-------------

新規需要米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓米）	12,500円以内	の対象水田で補助対象作物を実施した、収穫及び出荷に係る面積（二毛作を除く） ・ 地力増進作物については作業日誌を提出 ・ 地力増進作物は同一地番に対して継続して交付する場合は、最長3年間とする
その他新規需要米	20,000円以内	
加工用米	12,500円以内	
野菜	5,000円以内	
果樹	5,000円以内	
花き・花木	9,000円以内	
地力増進作物	3,000円以内	
上記以外の作物	5,000円以内	

改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

つくばみらい市農業再生協議会
会長 ㊟

次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請額 円

2 申請額の内訳

事業の内容	転作等を実施した面積 (㎡)	単価 (円)	金額 (円)
麦・大豆・飼料作物			
新規需要米 (飼料用米)			
加工用米			
野菜			
果樹			
花き・花木			
地力増進作物			
上記以外の作物			

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

